

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

社会保障の安定財源を確保するため、平成26年4月1日及び令和元年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられました。地方消費税交付金の増収分については、社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるとされています。

令和8年度予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途は、つぎのとおりです。

(単位:千円)

区 分		令和8年度予算額	
事業費	社会福祉	生活保護扶助事業	750,085
		高齢者福祉事業	38,865
		障害者福祉事業	1,851,537
		児童福祉事業	4,629,666
		母子福祉事業	269,898
	小 計 A	7,540,051	
	社会保険	介護保険事業	560,438
		国民健康保険事業	291,339
		後期高齢者医療保険事業	765,664
	小 計 B	1,617,441	
	保健衛生	地域医療事業	13,523
		疾病予防対策事業	198,060
		健康診査事業	87,707
	小 計 C	299,290	
合計 (A + B + C) D	9,456,782		
Dの財源内訳	地 方 債 E	0	
	国 ・ 県 支 出 金 F	5,711,025	
	そ の 他 G	166,887	
	地方消費税交付金 (社会保障財源化分) H	841,833	
	一 般 財 源 I D - (E + F + G + H)	2,737,037	
	合 計	9,456,782	
充当割合 $\frac{H}{H+I} \times 100 (\%)$ J	23.5%		